

かけはし
21

改正法案のポイントは、①農業委員会の事務の重点化、②農業委員の選出方法の変更、③農地利用最適化推進委員の設置、④農業委員会ネットワークの創設、の4点。国会の審議は統一地方選後の5月の連休前後から始まると見られる。

農委組織の意見が反映されるよう、国会対策を行うとともに、必要な事項については、政省令等で規定されるよう働きかけていかなければならない。あわせて、来年4月1日新制度移行に向けた対応を進めていく必要がある。

農委組織の目的は、改正法案の第1条にあるように「農業の健全な発展に寄与することである。目的が実現可能となるような新たな組織・制度を作りあげていきましよう。」（H・K）

全国情報会議が開催

全国農業会議所主催による平成27年度全国情報会議が4月9日、椿山荘（東京都文京区）で開かれ、阿南市・徳島市農業委員会が出席した。

会議にさきがけて、第21回「農業委員会だより」全国コンクール入賞農業委員会と情報活動功労者、優秀農業委員会・団体・優秀農業委員会に表彰が授与された。

阿南市と徳島市は普及率が農業委員数比5倍以上を達成し、優秀農業委員会として表彰され、



4月9日開催の全国情報会議 於:東京椿山荘

美波町は職員普及の部で10部以上の購読者を確保、また県農業会議は全国農業新聞一般記事の部で2点優秀記事に選ばれ、それぞれに表彰状が授与された。

会議では、全国農業会議所の松本専務理事より（1）平成27年度情報事業計画について、（2）農業委員会における情報提供活動の強化について提案があった。全国農業新聞は4月より700円に購読料が値上げされたことを受け、紙面については新たな企画を盛り込み、カラーページも増えた。購読部数が減少傾向にある中で、情報事業の大切さを改めて説き、普及推進について要請があった。

また図書の普及対策では、①組織活動と一体となった図書の刊行と普及推進、②市町村等自治体の農政をサポートする出版事業の強化、③農業委員会組織を通じた普及推進体制の強化と販売ルートの拡充、④様々な媒体を使った幅広いPR記事、⑤企画図書のタイムリーな刊行と外部委託や民間企業等との連携を含めた編集体制の強化等が提案された。

記念講演では農民・作家の山下惣一さんから、自身の体験を踏まえ、生産者の視点からの農業への思いを語り、聴衆者は熱心に耳を傾けていた。（笹賀）

平成27年度農業者年金加入推進の基本方針・重点取り組み

1. 加入推進の基本方針

本年度の加入推進の基本方針は、「加入者累計13万人に向けた前期3カ年運動」の新規加入の目標に取り組み、その中で、20歳から39歳の年間新規加入の目標2,700人を達成することとする。

そのため、まず、加入推進に取り組む現場関係者の農業者年金の制度の意義・農業者への必要性についての理解と確信の深化を図りつつ、加入資格がありながら、あるいは、政策支援を受けられる可能性がありながら、「制度の内容を知らなかった」という農業者の解消に向けて、関係機関、団体が一丸となり、取り組むこととする。

2. 加入推進の重点取り組み事項

1の基本方針を踏まえ、市町村段階（農業委員・JA）並びに県段階の業務受託機関、都道府県段階の業務受託機関、基金等関係機関・団体は、加入推進の重点取組事項として次の働き

かけを行うこととする。

（1）保険料の軽減を図りつつ老後生活の安定を図るための政策支援加入対象者への働きかけ

①認定農業者で青色申告ある者への政策支援加入者への一層の働きかけ

②家族経営協定締結を一層活用した配偶者・後継者への政策支援加入への働きかけ

③「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者、その配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ

（2）若い農業者へ加入を勧める幅広い働きかけと新規就農対策の対象となる新規就農者への働きかけ

（3）平均寿命の長い女性農業者が自ら加入し老後に備えるための幅広い働きかけ

（4）公的年金が国民年金のみで上乗せ年金がない農業者の解消に向けた働きかけ

（笹賀）

農委法・農地法改正法律案要綱

農業委員会等に関する法律の一部改正の法律案要綱

一 目的規定の改正

この法律は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

二 農業委員会の事務の重点化

(一) 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。以下同じ。）に関する事項に関する事務を行うものとし、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならないものとする。

（第六条第二項、第三項、第七條第一項関係）

三 農業委員の選出方法の変更

(一) 農業委員の公選制は廃止

(二) 農業及び農民に関する事項についての意見公表、他の行政庁への建議等は規定しないものとする。

（第六條第三項関係）

(三) 農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないものとし、関係行政機関は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の実施等に当たっては、提出された意見を考慮しなければならないものとする。

（第三十八條関係）

し、農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進等に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て任命するものとする。

（第八條第一項関係）

(二) 市町村長は、農業委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（以下「農業者等」という。）に対し候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者を募集し、これらの者に関する情報を整理・公表し、また、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないものとする。

（第九條関係）

(三) 市町村長は、農業委員の任命に当たっては、その区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合を除き、認定農業者が農業委員の過半数を占めるようにしなければならないものとする。とともに、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有

しない者が含まれるようにしなければならないものとする。

（第八條第五項及び第六項関係）

(四) 市町村長は、農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないものとする。

（第八條第七項関係）

(五) この法律の施行の際、現在に在任する農業委員については、その任期満了の日までの間、従前の例により在任するものとするなど、所要の経過措置を設けること。

（附則第二十九條第二項等関係）

四 農地利用最適化推進委員

(一) 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければならないものとする。ただし、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていることなどを考慮して政令で定める基準に該当する市町村等の農業委員会は、委嘱しないことができるものとする。

（第十七條第一項関係）

係

(二) 推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に従って、農業委員会が定める区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うものとする。

（第十七條第二項から第四項まで関係）

(三) 農業委員会は、推進委員を委嘱しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者を募集し、これらの者に関する情報を整理・公表し、また、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないものとする。

（第十九條関係）

(四) 推進委員は、農業委員と兼ねることができないものとする。

（第十八條第五項関係）

(五) 農業委員会の総会又は部会は、推進委員に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができるものとし、また、推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会又

は部会に出席して意見を述べる
ことができるものとする。

（第二十九条関係）

（六）農業委員会は、農地等の
利用の最適化の推進に関する指
針を定め、又はこれを変更しよ
うとするときは、推進委員の意
見を聴かなければならないもの
とすること。（第七条第二項関
係）

（七）推進委員は、その活動を
行うに当たっては、農地中間管
理機構との連携に努めなければ
ならないものとする。（第
十七条第五項関係）

（八）推進委員の定数は、農地
等として利用すべき土地の農業
上の利用並びに農地等の利用の
効率化及び高度化の状況等を考
慮して政令で定める基準に従い、
条例で定めるものとする。（第
十八条第二項関係）

五 農業委員会の事務局
の強化

農業委員会は、専任の職員
の配置及び養成等の措置を講じ、
その事務に従事するために必要
な知識及び経験を有する職員の
確保及び資質の向上を図るよう
努めなければならないものとし

る。この場合において、市
町村長は、農業委員会に対し、
必要な協力をするように努める
ものとする。（第二十六条
第五項関係）

六 農業委員会の情報の
公表

農業委員会は、その運営の透
明性を確保するため、農業委員
会の事務の実施状況について、
インターネットの利用等により
公表しなければならないものと
すること。（第三十七条関係）

七 農業委員会ネットワー
ク機構

（一）農林水産大臣又は都道府
県知事は、一般社団法人又は一
般財団法人であつて、（一）の
業務を適正かつ確実に行うこと
ができると認められるものを、
全国又は都道府県にそれぞれ一
を限つて、農業委員会ネットワー
ク機構（以下「機構」という。）
として指定することができるも
のとし、機構に関し、業務規程、
事業計画、監督等所要の規定の
整備を行うものとする。（第
四十二条及び第四十四条か
ら第五十二条まで関係）

（二）機構は、農業委員会相互

の連絡調整、事務を効率的かつ
効果的に実施している農業委員
会の取組の公表、農業委員等に
対する講習及び研修その他の農
業委員会に対する支援、農地に
関する情報の収集、整理及び提
供、新たに農業経営を営もうと
する者に対する支援、法人化の
支援、農業の担い手の組織化及
び組織の運営の支援等を行うも
のとする。（第四十三条関
係）

（三）機構は、その業務の実施
を通じて得られた知見に基づき、
農業委員会が農地等の利用の最
適化の推進に関する事項に関す
る事務をより効率的かつ効果的
に実施するため必要があると認
めるときは、関係行政機関に対
し、農地等の利用の最適化に関
する施策の改善についての具体
的な意見を提出しなければならない
ものとし、関係行政機関は、
農地等の利用の最適化の推進に
関する施策の実施等に当たつて
は、提出された意見を考慮しな
ければならないものとする。
（第五十三条関係）

（四）地方公共団体等は、農業
委員会ネットワーク業務の実施
に関し機構から必要な協力を求
められた場合には、これに応ず
るよう努めなければならない

ものとする。（第五十四条
関係）

（五）都道府県農業会議又は全
国農業会議所は、都道府県知事
又は農林水産大臣の指定を受け
て円滑に機構に移行できるもの
とすること。

（附則第三十一条から第四十
条まで関係）

農地法の一部
改正の法律案
要綱

一 農地を所有できる法
人の要件の緩和

（一）農業生産法人という呼称
を農地所有適格法人に改めるこ
と。（第一条第三項関係）

（二）農業者以外の構成員の有
する議決権等の要件に関し、総
株主の議決権等の二分の一未満
まで認めるものとする。（第
二条第三項第二号関係）

（三）法人の理事等の農作業従
事要件に関し、その法人の理事

等及び農林水産省令で定める使
用人のうち一人以上が農作業に
農林水産省令で定める日数以上
従事すれば足りるものとするこ
と。（第一条第二項第四号関係）

二 農地転用

（一）農業委員会は、必要があ
ると認めるときは、都道府県知
事等に対し、違反転用に對する
命令その他必要な措置を講ずべ
きことを要請することができる
ものとする。（第五十二条
の四関係）

（二）都道府県知事等の農地転
用の許可に際しては、農業委員
会は都道府県知事等に意見を送
付することとし、農業委員会
は、三十アールを超える農地につ
いて意見を述べようとするときは、
あらかじめ、都道府県農業委員
会ネットワーク機構の意見を聴
かなければならないものとする
こと。（第四条及び第五条関係）

三 その他

農業委員会に対して利用状況
調査その他遊休農地に関する適
切な措置を講ずべきことを求め
ることができる者として、農地
中間管理機構を追加すること。
（第三十一条第一項関係）



農業研修生及び農業研修生受入れ農家等を募集しています

徳島県では、新規就農者の確保・定着を図るため、国の地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用した独自の新たな研修制度として、県内の農家や農業法人が就農希望者を研修生として雇用し、就農実務研修等を実施する「農業するなら徳島で！就農研修支援事業」を行います。

1 農業研修生の募集

①募集期間

平成27年4月15日（水）から
6月15日（月）まで

②応募資格の概要

- ①徳島県で就農する強い意欲を持つ方（県外から移住又は県内在住を問わない）
- ②55歳未満であること
- ③普通運転免許証を有する方

③研修期間

- ・3ヶ月間（トライアル研修）
- ・7ヶ月間（本格研修）・・・但し平成28年3月末まで

④研修期間中の支援（研修受入れ農家を通じて研修生に支払われ

れます）

- ①給与助成額 月額13万円：上限（税込み）
- ②住居手当（住宅借入者に限り上限2万7千円）
- ③礼金相当額（住宅借入者に限り上限2万7千円）
- ④赴任支度金（県外者1回に限り2万円）

2 農業研修生受入れ農家等の募集

①募集期間

平成27年4月15日（水）から
5月15日（金）まで

②応募資格の概要

県内の農家又は農業法人であつて、

- ①新規就農者を育成する意思と能力を備えていること
- ②指導責任者（経営者本人も含む）を配置すること
- ③期間の定めのある雇用契約を

締結すること

④周年を通じて、月間140時間以上の労働時間を確保すること

⑤労働保険（労災保険・雇用保険）に加入させること

⑥研修生は親族（3親等以内）でないこと 等

③受入れ農家への支援

研修生に対する前記支援に加え、指導に対する謝礼として4万円／月（労働保険料及び社会保険料の事業主負担分を含む）

3 研修実施期間

◇10ヶ月以内

（平成27年6月1日（月）以降で、研修受入れ農家等とのマッチング成立から平成28年3月31日（木）までの間）

4 問合せ／申込先

【徳島県農業会議】

〒770-0093

徳島市かちどき橋1丁目41番地
（☎）088-678-5611

（担当）安雲卓生／丸山友良

※ホームページに、募集要項、申込み様式が添付されています。

<http://www.tokukaigi.or.jp/syunou/index.html>

平成27年度徳島県農林水産部の施策の基本方針（農業関係抜粋）

農林水産業の成長産業化

〔農林水産物等輸出の拡大〕

◇海外市場への更なる販路開拓の展開

★とくしま3大香酸柑橘や牛肉の欧米向け輸出の強化

★E.U.をターゲットにミラノ博での「とくしまの食」発信

★食品ハラルへの対応支援とイスラム市場の開拓

★香港・台湾市場の強化及びASEAN諸国への拡大

◇「6次産業化の推進・異業種間との連携」

◇徳島大学「生物資源産業学部（仮称）」との連携

★新学部創設にあわせた6次産業化人材の育成

★徳島大学と地場産業との連携による6次化ビジネスモデルの創生支援

★徳島大学との共同研究体制の強化

◇地産地消の推進

★地産地消協力店を活用したライフスタイルに合わせた県産品の消費拡大

★直売所における地域総合拠点化を促進

〔生産力・販売力の強化〕

◇力強い産地づくりの推進

★官民連携による飼料用米の生産拡大

★出荷・調整の体制づくりによる野菜増産

◇生産基盤等の強化

★農地集積・農業基盤整備による規模拡大・効率化の促進

◇ブランド力の強化

★農畜水産物の「個別戦略」によるトップブランドの育成

★「vs東京」共通コンセプトに基づく大都市圏でのプロモーション活動の展開

★産地間連携や野菜団地づくり、中山間地域での「地域ブランド」の創出

◇「未来を切り拓く研究開発」

◇強みを生み出す新技術の開発

★地球温暖化にも対応した品種育成

★加工に適した新たな香酸柑橘の品種育成

◇人口減少社会等における農山漁村の美力の創出

〔協働による農山漁村づくり活動の強化〕

◇「美力」ある農山漁村づくり

支援

★地域住民による未来ある農村づくりへの支援

★豊かな農山漁村ライフスタイル等の情報発信の強化

★農山漁村の自然や「食」などを活かした都市・農山漁村の交流支援

★農山漁村の地域づくりに意欲をもった人材による集落活動の強化

◇多面的機能の維持・発揮への支援

★日本型直接支払による農地・景観等の保全を支援

★耕作放棄地の解消・発生予防対策の推進

◇「意欲ある多様な担い手の育成・確保」

◇新規・若手就業者等への支援

★次世代を担う新規農林漁業者の育成・確保

★農業生産法人等による就業機会の拡大

★都市部大学等からのインターンシップ受け入れ促進

★女性農業者のスキル向上及び新商品づくりへの支援

◇「鳥獣害対策と地域資源利用の推進」

◇地域に侵入させない被害対策

★地域における被害防止対策の強化

★予防対策に取り組むモデル集落の育成

◇被害対策の担い手確保

★鳥獣被害対策指導員の技術力の向上及び指導体制の強化

◇地域資源利用の強化

★「阿波地美栄」の安定供給体制の促進

★皮革等への利活用による新たな地域商品の開発

◇「災害・被害に強い農林水産業の確立」

◇事前防災・減災対策の推進

★農業版BCPの実効性の向上

★早期復旧・復興に向けた地籍調査の推進

◇家畜伝染病対策

★発生予防・まん延防止体制の強化

◇「再生可能エネルギー・地域資源活用の推進」

◇豊かな資源の活用・検討

★再生可能エネルギー施設の導入促進

向／具体的な施策

〔「地方回帰」の加速（ひとの創生）〕

◇UIターンや二地域居住の促進

★企業・大学・政府機関等の地方移転、サテライトワークの推進、地方大学の活性化（地元学生の定着促進）など

◇「安定した雇用の創出（しごと創生）」

◇産業競争力の強化

★創業支援、新産業の創出、国内外からの観光誘客人材育成、女性の活躍推進など

◇「結婚・出産・子育ての希望実現（ひとの創生）」

◇結婚から子育てまで切れ目のない支援

★多様な働き方改革（ワークライフバランス実現）、若者の自律と安定雇用など

◇「活力ある暮らしやすい地域づくり（まちの創生）」

◇中山間地域等における生活サービス機能の維持

★空き家対策、地域の担い手育成など



日本政策金融公庫からのお知らせ

こんにちは。日本政策金融公庫（日本公庫）徳島支店です。
当公庫は、スーパーL資金等の融資や各種情報提供、商談会の開催など、農業者の皆様の経営改善支援に努めています。

青年等就農資金の融資状況と体制整備状況

平成26年度から融資取扱いを開始した青年等就農資金については、徳島県内で最終的に5先に6千8百万円の融資を行い、取扱い初年度にもかかわらず、大きな実績を上げることができました。

本資金の円滑な融資取扱いにご協力いただきました県農林水産部、地域農業支援センター、市町村等の関係機関の皆さまには、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

現時点で、徳島県内で本資金の融資が可能となっている市町村は13市町村であり、11市町村に28名の認定新規就農者が誕生しています（いずれも当公庫調べ）。

青年等就農資金は、無利子・無担保・無保証の、新規就農者にとって有利な資金制度であり、設備投資だけでなく、就農後五

年以内に必要な運転資金も融資可能です。

詳しいことをお知りになりたい方は、公庫徳島支店までお問い合わせください。

女性が経営する法人に対する優遇制度ができました

アグリビジネス（農産物処理加工施設、農産物直売施設、滞在型農園施設等）に係る設備投資等に利用できるスーパーW資金制度が平成18年度に創設されましたが、今回この資金制度に女性が経営する法人に対する優遇制度が創設されました。

本資金は、前記のアグリビジネスを営んでいる又はこれから営もうとする会社で、かつ認定農業者が出資構成割合の過半を占める会社が、「アグリビジネス強化計画」を策定し、市町村特別融資制度推進会議の認定を得ることを要件とする資金制度です。

融資額の上限は、補助金等を除いた負担額の80%が原則ですが、この融資額の上限を負担額の90%とする要件の一つに「会社の代表取締役が女性であること又は女性が役員の過半を占めていること」が加えられました。



女性活躍推進の観点からの優遇措置は、当公庫の他事業の資金には既にありましたが、農林水産事業の資金については初めて創設されたものです。

スーパーL資金の実質無利子化措置について

認定農業者向け資金のスーパーL資金については、昨年度に引き続き、本年度も「人・農地プラン」の中心的経営体に対する特例として、利子助成による実質無利子化措置（融資後5年間）が行われています。

ただし、この実質無利子化措置は特例措置であり、これまでと同様に、予算上の枠が設けられています。

このため、昨年度と同様に年度途中で予算枠を使い切る可能性が十分にあります。

資金の利用をご希望の方は、早めに公庫にご相談ください。

お問い合わせはこちらまで

日本政策金融公庫
徳島支店農林水産事業
徳島市中洲町1-58
088(656)6880
営業時間 9時～17時

女性農業委員インタビュー

徳島市農業委員 植田美恵子さん（65）



「最近の学校給食には、野菜が大変少ないメニューが多いと聞いております。地産地消で農業者が作る美味しいものが子供の舌に記憶として残れば、その子供が大人になったときに、きつと食に興味を持つと思うんです」

と語るのは、徳島市農業委員の植田美恵子さん。植田さんはサツマイモ1・2畝と水稲30アを夫と娘、従業員の4人で栽培する傍らで、県の農政審議会などの委員としても活躍している。

「分からないことでも勉強して、少しでも現場の声を届けたいんです」と農業に対する姿勢は前向きである。出席した会の内容は、持ち帰り、県内の女性農業経営者35名で構成するネットワーク「YOU・MEネット」で話し合うなどして情報を共有している。YOU・MEネットは、農業の振興と食育に力を入

れる組織であり、徳島の農作物を紹介する「とくしま農と食かるた」の作成や、地元の幼稚園や小学校の農作業体験を実施したり、旬の野菜を教える教材を作り、食育の授業を行うなど地域の母として活動している。

「私は10年以上にわたって食育を進めてきました。しかし、ただ収穫体験をするだけでは農業の良さは伝わりません。どのような環境で作物ができるのか。その過程が伝わらなければ食育につながらないと思うのです」と語る。

収穫体験を始めたばかりの頃、幼い子供と母親の親子連れで栽培体験を行った時のことです。

収穫はほとんど母親が熱心に行い、小さなお芋は踏みつけられてしまいました。これでは、農業の良さは伝わらない。そこで収穫体験の前に時間を取って、「お芋は傷がつくと人間と同じように菌が入ります。優しくとってあげて下さい」と一言促し、作物への理解を得てもらっている。今後は、都市から人々を呼んで実際に農作物を育ててもらおうオーナー制を採用して農業への理解を深めて頂いたらどうかという提案を頂きました。

次回は小松島市農業委員の川瀬益栄さんにお話を伺います。
（取材 笹賀）

徳島県農業会議等の行事予定

会議等の行事予定		場 所	対 象 者
4月			
20日	徳島県農業会議第415回常任会議員会議	徳島合同庁舎	常任会議員
21日	就農関係事業主任者会議	タイム24ビル(東京都)	農業会議担当職員
23日	農業者年金担当者会議	アジュール竹芝(東京都)	農業会議担当職員
24日	農政主任者会議	主婦会館(東京都)	農業会議担当職員
27日～28日	農地組織対策主任者会議	主婦会館(東京都)	農業会議担当職員
30日	農業法人協会研修会	ホテル千秋閣	法人協会会員
5月			
7日～8日	都道府県農業会議事務局長会議	大手町サンケイプラザ(東京都)	農業会議事務局長
13日	都道府県農業会議会長会議	ルポール麹町(東京都)	農業会議会長
18日	徳島県農業会議第416回常任会議員会議	徳島合同庁舎	常任会議員
19日～20日	全国農業新聞西日本ブロック会議	福岡市	農業会議担当職員
22日	徳島県農業法人協会総会	ホテル千秋閣	法人協会会員
28日～29日	平成27年度全国農業委員会会長大会	日比谷公会堂	農業委員会会長
6月			
1日	徳島県担い手育成総合支援協議会協会	JA会館	担い手育成総合支援協議会会員
1日	女性農業委員協議会役員会	徳島県林業センター	女性農業委員協議会役員会
2日	市町村農業委員会会長・事務局長会議	徳島グランヴィリオホテル	農業委員会会長・事務局長
6日	新・農業者フェアー	大阪マーチャングイズ・マート	新規就農・就業希望者
8日	女性農業委員協議会総会	徳島合同庁舎	女性農業委員協議会会員
10日～11日	農業者年金新任担当者研修会	JA会館	農業委員会・JA新任担当者
18日	平成27年度第1回日本農業技術検定	ホテル千秋閣	農業技術検定受検希望者
17日	徳島県農業会議第417回常任会議員会議	徳島合同庁舎	常任会議員

農地法第4条・第5条転用許可面積

単位:㎡											
	住 宅	植 林	倉 庫	資 材 置 場	駐 車 場	農 用 施 設	道 路	工 場	砂 利 採 取	そ の 他	合 計
1月	10,982	0	234	12,917	21,041	0	113	0	0	52,039	97,326
2月	6,538	1,995	797	10,642	8,352	2,475	500	0	4,321	85,855	121,475
3月	9,843	610	0	8,244	2,252	0	172	0	0	57,220	78,341
合計	27,363	2,605	1,031	31,803	31,645	2,475	785	0	4,321	195,114	297,142

徳島県農業会議で処理した農用地の可転用面積は左表(1月～3月)のとおりとなりました。

定価…3,600円
規格…A5判/586頁

法令・関係通知

■第1編 農業経営基盤強化促進法の制定とその後の経緯
■第2編 農業経営基盤強化促進法の逐条解説
■第3編 法令(三段対照式)

認定農業者等担い手の育成と農地集積等の支援を目的とする基盤法について、改正経過と条文ごとの詳しい解説を掲載しています。とくに、農地中間管理事業の創設に伴い、従来の農地保有合理化事業が特例事業と位置づけられたほか、認定新規就農者制度が本法に盛り込まれています。

改訂5版 農業経営基盤強化促進法の解説



新刊農業図書紹介

農地等利用適正化推進施策への意見書
農委法の一部改正法案は、5月連休後に審議入りの予定で、今国会で成立すれば28年4月1日施行となる。改正法案要綱では、現行法6条3項の意見の公表、建議、諮問答申は削除されたものの、改正法案38条で首長等への農地等利用適正化施策への意見書の提出と、関係機関が意見書を考慮する旨の義務化規定は評価したい。(T・M)

徳島県農業会議へのお問い合わせ

TEL (088)678-5611 FAX (088)655-8364
URL <http://www.tokukaigi.or.jp>
MAIL home@tokukaigi.or.jp

あ
と
が
き

購読料 月額 七百元
発行 毎週金曜
お申込みは農業委員会へ

全国農業新聞は、農業者の公的利権代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業専門紙です。農業委員と農業者、農業者と地域住民・消費者、農村と都市の絆を強めるための「かけはし」として、普及・拡大に努めましょう。

全国農業新聞の
普及拡大を